

●香川県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年11月21日

香川県知事 池 田 豊 人

指 定 年 月 日	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地	事業者（開設者）の名称及び 主たる事務所の所在地	サービスの種類
令和7年8月1日	明日に架ける橋 綾歌郡綾川町陶5779番地 1	特定非営利活動法人 明日に 架ける橋 理事長 朝江 宏 綾歌郡綾川町陶5779番地1	訪問介護
令和7年9月1日	居宅介護支援事業所 ネ ムの木 丸亀市川西町南258番地 1	社会福祉法人光志福祉会 理事長 喜井 規光 丸亀市川西町南258番地1	居宅介護支援